(d) 生産の過程で使用され、又は設備及び建物の稼働のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の材料
(e) 手袋、眼鏡、履物、衣類、安全のための設備及び備品
(f) 産品の試験又は検査に使用される設備、装備及び備品
(g) 触媒及び溶剤
(h) 他の産品に組み込まれていないその他の産品であって、当該他の産品の生産における使用が当該生産の一部であると合理的に示すことのできるもの

第三十五条　同一の又は交換可能な材料

同一の又は交換可能な材料が原産材料であるか否かについての決定は、輸出締約国において適用可能な又は実施されている在庫管理方式についての一般的に認められている会計原則を用いて行う。

第三十六条　運用上の証明手続

附属書三に規定する運用上の証明手続は、原産地証明書及び関連事項に関する手続について適用する。

第三十七条　原産地規則に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十一条の規定に従って、原産地規則に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a) 次の事項に関し、見直しを行い、及び必要な場合には合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。
(i) この章の規定の実施及び運用
(ii) いずれかの締約国が提案する附属書二及び附属書三の付録の改正
(iii) 附属書三第十一規則に規定する運用上の規則
(b) この章の規定に関連する他の問題であって両締約国が合意するものについて検討すること。
(c) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
(d) 合同委員会が第十一条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、また、両締約国の合意に基づき、両締約国政府以外の関係団体の代表者であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

4　小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において会合する。

第四章　税関手続

第三十八条　適用範囲

1　この章の規定は、税関手続に係る次の事項を促進するために、両締約国間で取引される物品の通関に必要な税関手続について適用する。

(a) 透明性
(b) 簡素化及び調和
(c) 協力及び情報の交換

2　この章の規定は、両締約国により、各締約国の法令に従い、かつ、各締約国の税関当局の利用可能な資源の範囲内で実施される。

第三十九条　定義

この章の規定の適用上、「関税法令」とは、物品の輸入、輸出及び通過に関して各締約国の税関当局が運用し、及び執行する法令であって、関税、手数料及び他の税に関するもの又は各締約国の関税領域の境界を越える規制物品の移動の禁止、制限その他これらに類する規制に関するものをいう。

第四十条　透明性

1　各締約国は、自国の関税法令に関して一般に利用されるすべての関連情報を、いかなる利害関係者についても、容易に利用可能なものとすることを確保する。

2　各締約国は、利用可能なものとされた情報を自国の関税法令の改正により修正しなければならない場合には、利害関係者が当該改正を考慮することができるよう、修正された情報を当該改正の効力発生に十分先立って容易に利用可能なものとする。ただし、そのような事前の周知を行うことができない場合は、この限りでない。

3　各締約国は、両締約国の利害関係者の要請があった場合であって適当なときは、自国の関税法令に関し当該利害関係者が提起した個別的な税関に係る事項についての情報をできる限り迅速かつ正確に提供する。各締約国は、特に要請された情報のみでなく、利害関係者が知るべきであると考えるその他の適切な情報も併せて提供する。

第四十一条　通関

1　両締約国は、予見可能であり、かつ、一貫性及び透明性のある方法でそれぞれの税関手続を適用する。

2　各締約国は、両締約国間で取引される物品の速やかな通関のため、次の事項を行う。

(a) 情報通信技術を利用するよう努めること。
(b) 税関手続を簡素化すること。
(c) 関税協力理事会の主催の下で作成される標準規定及び勧告規定その他の関連する国際的な基準及び勧告された慣行に自国の税関手続を可能な限り調和させること。
(d) 適当な場合には、自国の税関当局と次の当局等との間の協力を促進すること。
(i) 自国の他の国内当局
(ii) 自国の貿易関係者
(iii) 第三国の税関当局

3　各締約国は、影響を受ける当事者に対し、税関に係る事項に関する自国の行政上の行為についての行政上及び司法上の審査手続であって、容易に利用可能なものを提供する。

第四十二条　通過物品

一方の締約国は、千九百九十四年のガット第五条3の規定に従い、他方の締約国からの通過物品又は他方の締約国への通過物品の通関を引き続き円滑に行う。

第四十三条　協力及び情報の交換

1　両締約国は、税関手続（禁制品の取引の取締り並びに知的財産権を侵害する疑いのある物品の輸入及び輸出の取締りを含む。）の分野において相互に協力し、及び情報を交換する。

2　そのような協力及び情報の交換は、実施取極で定めるところによって実施される。

3　第六条3の規定は、この条の規定に基づく情報の交換については、適用しない。

第四十四条　税関手続に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十一条の規定に従って、税関手続に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a) この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。
(b) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
(c) この章に関して、両締約国間の貿易を円滑化するために改善されるべき分野を特定すること。
(d) 合同委員会が第十一条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において会合する。

4　小委員会の組織については、実施取極で定める。

第五章　衛生植物検疫措置

第四十五条　適用範囲

この章の規定は、両締約国間の物品の貿易に直接又は間接に影響を及ぼす可能性がある両締約国のすべての衛生植物検疫措置であって、世界貿易機関設立協定附属書一A衛生植物検疫措置の適用に関する協定（以下この協定において「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」という。）に基づくものについて適用する。